

注:本年10月から、青森市保健所が新しく稼動しましたが、システムの都合上、10月までの青森市分は東地方保健所管内分に含まれます。

第46週の発生動向(2006/11/13~2006/11/19)

1. 咽頭結膜熱については、むつ保健所管内で第44週から**警報**が継続しています。
2. 水痘については、東地方保健所管内で第40週から**警報**が継続しています。
3. 流行性耳下腺炎については、東地方保健所管内において、第45週から**警報**が継続しています。弘前保健所管内では新たに**注意報**が出されました。
4. インフルエンザについては、迅速診断キットにより、弘前保健所管内において、A型:1人の報告がありました。

第46週五類感染症定点把握

保健所名 疾患番号・疾患名	東地方		弘前		八戸		五所川原		上十三		むつ		青森市		青森県計		増減数 (前週からの増減)
	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	
(72) インフルエンザ			1	0.07							5	1.25	1	0.13	1	0.02	1
(60) 咽頭結膜熱					3	0.33									9	0.21	7
(61) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1	1.00	9	1.00	8	0.89			9	1.50	14	3.50	15	1.88	56	1.33	-4
(62) 感染性胃腸炎	2	2.00	32	3.56	12	1.33	3	0.60	21	3.50	58	14.50	52	6.50	180	4.29	91
(63) 水痘	7	7.00	20	2.22	4	0.44	4	0.80	5	0.83	9	2.25	5	0.63	54	1.29	-18
(64) 手足口病			1	0.11	2	0.22			4	0.67					7	0.17	-8
(65) 伝染性紅斑					2	0.22			5	0.83	2	0.50	1	0.13	10	0.24	-1
(66) 突発性発しん			3	0.33	5	0.56	1	0.20	2	0.33	2	0.50	1	0.13	14	0.33	-10
(67) 百日咳																	0
(68) 風しん																	0
(69) ヘルパンギーナ													3	0.38	3	0.07	0
(70) 麻しん(成人を除く)																	0
(71) 流行性耳下腺炎	3	3.00	28	3.11	9	1.00	4	0.80	17	2.83	11	2.75	6	0.75	78	1.86	-12
(73) 急性出血性結膜炎																	0
(74) 流行性角結膜炎			2	0.67	2	1.00	2	2.00	2	1.00			1	0.50	9	0.82	6
(59) RSウイルス感染症			1	0.11			1	0.20							2	0.05	1
(82) マイコプラズマ肺炎					3	3.00									3	0.50	1

保健所名	定点数			
	インフルエンザ (内科+小児科)	小児科	内科	眼科 基幹
東地方	2	1	1	0
弘前	15	9	6	3
八戸	14	9	5	2
五所川原	7	5	2	1
上十三	9	6	3	2
むつ	6	4	2	1
青森市	12	8	4	2
合計	65	42	23	11

■は警報 ■は注意報 「空欄」:患者発生数0

表 以外の感染症法対象疾患 (18年計には、今回届出された人数を含む)

(29) つつが虫病(四類全数把握疾患) 上十三保健所管内:2人 (18年計23人)

感染症の啓

狂犬病

発生がある ■ ない ■ 情報がない ■



世界の狂犬病の分布(1997年、WHO報告)

病原体:ラブドウイルス科狂犬病ウイルス。  
 潜伏期間:1~3カ月(1年以上の例もある)。  
 症状:受傷部位の疼痛やかゆみ、恐水発作、恐風発作、強度の不安感及び精神的動揺。後期には運動失調、麻痺、痙攣、昏睡など。  
 主な感染源動物  
 アジア・アフリカ:イヌ、ネコ  
 西欧諸国・北米:キツネ、アライグマ、スカンク、コウモリ、ネコ、イヌ  
 中南米:イヌ、コウモリ、ネコ  
 注意:感染した患者から感染が拡大することはありません。

厚生労働省は、国内の60歳代男性が2006年8月末頃、フィリピンで犬にかまれ、11月上旬に本疾患を発症、同月中旬に死亡したという事例を発表しました。国内では、狂犬病予防法で、飼い犬へのワクチン接種が義務付けられており、昭和33年以降、同疾患の発生は認められていませんが、図に示すように世界各地では、狂犬病の発生が見られています。海外に渡航する場合のワクチン接種については、医師に相談することをお勧めします。また、渡航中はむやみにイヌや野生動物に接触しないようにしてください。動物による咬傷を受けた方は現地で速やかに医療機関を受診して帰国時に検疫所に相談してください。

関連情報: 海外へ渡航される方へ~<http://www.forth.go.jp/> 動物由来感染症を知ってますか?<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/index.html>

保健衛生課 狂犬病に注意しましょう~<http://www5.pref.aomori.lg.jp/hoken/26423/cpub.html>